

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年7月13日（令和3年（行個）諮問第115号）

答申日：令和4年11月7日（令和4年度（行個）答申第5137号）

事件名：本人が行った遺族補償一時金の支給請求に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の兄（故人特定年月日生）が被災した労働災害に関わるについて、特定労働基準監督署長令和2年特定月日付で決定した際に調査復命書および添付書類一切、故人の作成した石綿の療養の内容について」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月25日付け神個開第2-1150号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申出があったことから、内容は記載しない。

上記処分の取り消しを求める。医師らは兄の病名を教えてもらえなかった。又、兄のタイル工の時の石綿ばく露の状況を知りたい。不開示のなった部分を見るとそれらのことがわかると思うので開示してほしい。

特定監督署長の特定職員の遺族補償一時金実額入力事案について「現在署で事務処理が可能である」と事由の事務処理の内容が知りたいので開示してほしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年1月22日付け（同月28日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年4月13日付け（同月14日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、法14条各号に該当するものについては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、3、5の①、6、7及び9の①の不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の①、4、5の③、8の①及び9の②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人及び医師から、聴取又は提供された情報及び監督署の調査官が行う審査請求人以外の個人に係る事務についての記載内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書5の②、8の②及び9④の不開示部分は、特定法人の印影及び法人が一般に公にしている内部情報である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のもので、かつ、これにふさわしい形状のものであり、内部情報はシステム関連の情報である。これらの情報が開示された場合に

は、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の①、4、5の③、8の①及び9の②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人及び医師から聴取又は提供された情報及び監督署の調査官が行う審査請求人以外の個人に係る事務についての記載内容等であり、これらの部分が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生すること、医師が請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係資料の提供を躊躇すること、及び請求人以外の関係者の信頼を失うこと等により、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的情報を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、法14条各号に該当するものについては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 令和3年7月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年12月14日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 令和4年10月20日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番3、通番4、通番6及び通番13

通番4は、請求人から提出された遺族補償一時金支給請求書（以下「請求書」という。）に記載された事業主の署名及び印影である。請求書は、遺族補償一時金の支給を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則16条）。このため、請求書に記載された事業主の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番3及び通番13は、資料の一覧及び調査復命書に添付された資料の記載の一部である。当該部分は審査請求人以外の特定個人の情報であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番6は、医療関係資料に記載された手書きによる主治医A及び主治医Bの姓であるが、このうち主治医Aの姓の書体は、他の箇所にある同人の署名の書体とは明らかに異なっており、主治医A本人の署名であるとは認められない。主治医Bの姓については、他の箇所に同人の署名がないため比較検討ができないが、当該書類の同一欄にAの姓と併記されているものであり、主治医Bの箇所のみ本人が記載することは考え難く、主治医Bの署名とは認められない。また、主治医A及び主治医Bの氏名は原処分において開示されており、審査請求人が知り得る情報である。

これらの部分は、いずれも、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別すること

ができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番11(1)及び通番14

通番11(1)は、事業場から提出された、監督署から送付した質問票に対する回答票に記載された回答者の氏名等であり、質問票の送付先氏名は原処分において開示されている。回答票に含まれる個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該署名は、審査請求人が請求書とともに監督署に提出した文書に記載された署名と同じものであり、審査請求人が提出した文書に含まれる署名は原処分において開示されている。

通番14は、調査復命書の記載の一部であり、遺族補償一時金の支給に関する調査結果に記載された特定個人の氏名等であるが、審査請求人が知り得る情報である。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、諮問庁が新たに開示するとしている部分、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番1(2)、通番5、通番8及び通番11(2)

当該部分は、監督署による調査結果の一部、事業場から提出された文書の設問部分及び医療機関から提出された資料に記載された、審査請求人に対して医師が説明した内容である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるか、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イ

と同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番1(1)

当該部分は、調査復命書に記載された「特定疾病の該否」及び「公表の説明」の各欄のチェックボックスの記載である。これらは原処分で開示されている選択項目、記述等から推認できる内容であり、これらを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、当該欄には、審査請求人及び被災労働者以外の特定の個人を識別できる情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

オ 通番15

当該部分は、審査請求人から監督署に提出された文書に記載された特定会社の印影である。当該部分は、法14条3号に規定する法人等に関する情報であるが、審査請求人が監督署に提出した資料の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、当該特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番2, 通番3, 通番6, 通番10及び通番13

当該部分は、調査復命書等に記載された被聴取者等の職氏名、住所、電話番号及びFAX番号、死亡労働者の主治医の意見書に押印された主治医の印影及び署名並びに主治医の意見書の添付文書に記載された医療機関担当者の氏名、署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち主治医の署名、印影については、審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名、印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9

当該部分は、地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び石綿確定診断委員会意見書に記載された委員の印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

また、石綿確定診断委員会委員は、上記申合せの対象となる行政機関の職員ではない。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番1、通番5、通番8、通番11及び通番14は、電話聴取書及び質問票に記載された被聴取者からの聴取内容、医療機関から提出された資料に記載された主治医の所見及び調査復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番7は、主治医の意見書の添付文書に記載された各書類に記載されている特定の医療機関のシステム上のURL及びバーコードである。

当該部分は、当該医療機関の内部情報であり、これを開示すると、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12は、監督署からの質問票に押印された特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性等	通番	
文書1	調査復命書①	① 1頁, 4頁, 5頁 (②を除く), 6頁, 9頁, 10頁 (②を除く), 14頁ないし17頁, 20頁, 22頁, 25頁の不開示部分	2号, 7号柱書き	1	(1) 1頁, 4頁, 5頁 (②を除く), 6頁, 9頁, 10頁 (②を除く), 17頁, 20頁, 25頁 (2) 15頁「石綿ばく露の状況」欄上から4枠目最終行及び上から5枠目最終行
		② 5頁, 10頁 電話番号	2号	2	—
文書2	資料一覧	1頁, 2頁 氏名, 法人名	2号	3	1頁30行目
文書3	審査請求人からの提出資料	1頁 署名, 印影	2号	4	全て
文書4	聴取書	21頁, 22頁, 25ないし36頁 不開示部分	2号, 7号柱書き	5	36頁聴取年月日
文書5	医療関係資料	① 署名, 印影 (1, 28, 34, 35, 41頁) 署名, 印影, 氏名 (5, 6頁) 署名, 氏名 (8頁) 署名 (7, 17, 18, 21, 24, 26, 27, 29, 30, 33, 36ないし39頁) 印影 (19, 20, 22, 23, 25, 32頁)	2号	6	38頁, 39頁
		② 5頁, 6頁 バーコード 79頁, 80頁 URL	3号イ	7	—
		③ 17頁, 20頁, 23頁, 29頁, 3	2号, 7号柱書き	8	33頁2 / 26コメント部分, 35頁3 / 13コメント

		2頁, 33頁, 35頁ないし37頁, 54頁, 60頁, 62頁, 63頁 ①, ②を除く不開示部分			部分1行目, 2行目, 36頁3/19コメント部分5行目ないし10行目, 37頁3/22及び3/24コメント部分, 54頁, 62頁, 63頁不開示部分1行目ないし17行目
文書6	監督署照会資料①	2頁署名, 4頁印影	2号	9	—
文書7	監督署照会資料②	7頁ないし10頁氏名, 住所	2号	10	—
文書8	事業場提出資料	① 1頁, 6頁, 7頁, 9頁, 10頁, 12頁, 14頁, 16頁, 19頁, 21頁, 23頁 質問事項回答票	2号, 7号柱書き	11	(1) 7頁事業場所在地, 名称, 氏名, 10頁事業場所在地, 名称, 氏名, 12頁事業場所在地, 名称, 氏名, 電話番号, 14頁氏名(印影を除く), 16頁氏名(印影を除く) (2) 12頁質問票本文1行目1文字目ないし3行目33文字目, 16頁質問票本文1行目1文字目ないし3行目19文字目, 19頁質問票本文1行目ないし3行目21文字目, 21頁質問票本文1行目ないし3行目20文字目, 23頁質問票本文1行目ないし3行目22文字目
		② 7頁事業場名称欄, 12頁氏名欄法人の印影	3号イ	12	—
文書9	調査復命書②	① 7頁ないし10頁, 24頁, 26頁氏名, 署名, 印影等	2号	13	7頁, 10頁「生計維持」欄及び「受給資格」欄
		② 4頁ないし6頁, 25頁, 28頁不開示部分	2号, 7号柱書き	14	4頁1行目, 2行目, 23行目, 6頁8行目, 28頁26行目
		③ 23頁 法人印影	3号イ	15	全て
		④ 28頁項番2の不開示部分, 29頁不開示部分	新たに開示	—	—

(注) 当審査会事務局において、2 欄の該当箇所の記載方法を整理し、下線部の誤記を修正した。